

令和3年度第2回江別市後見実施機関運営協議会議事録（要点筆記）

1 日 時 令和3年7月21日（水） 午後4時00分～午後6時30分

2 場 所 総合社会福祉センター大広間

3 出席者（敬称略）

（委員） 林 恭裕（北翔大学非常勤講師）、西脇 崇晃（弁護士）、
大桃 涼輔（司法書士）、菅 しおり（社会福祉士）、森田 弘之
佐々木修司（江別市地域包括支援センター）、
鹿島 聡美（江別市障がい者支援センター）

（事務局） 健康福祉部長、健康福祉部次長、障がい福祉課長、障がい福祉係長、
介護保険課長、高齢福祉係長、高齢福祉係主任
参事（地域支援事業担当）、主査（地域支援事業担当）

（受託者） 江別市成年後見支援センター（江別市社会福祉協議会）
センター長、センター次長、主任相談支援員、相談支援員

（傍聴人） なし

4 欠席者 なし

5 協議会資料

(1) 次第

(2) 資料

- ・ 資料1～3 非公開につき省略
- ・ 資料4 令和3年度後見実施機関運営業務等事業計画書(案)について
- ・ 資料5 江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）に係る意見公募（パブリックコメント）の結果について
- ・ 資料6 江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）について
- ・ 資料7 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備について
- ・ 参考資料

(3) 委員名簿

(4) 座席表

6 議事概要

【1 開会】

【2 新委員就任挨拶】

【3 健康福祉部長挨拶】

【4 事務局職員紹介】

【5 議事】

(1) 報告事項、(2) 協議事項ア・イ
非公開につき省略

(2) 協議事項ウ「江別市成年後見制度利用促進基本計画(案)に係る意見公募(パブリックコメント)の結果について」

○林会長

事務局へ資料の説明を求める。

(事務局より資料5に基づき説明)

○林会長

事務局の説明に対する質疑を求める。

○菅委員

資料5の9ページの10「現在は、実務者2名、アドバイザー1名(非常駐)となっており、管理責任者は、他部署を見ている様に見受けられる。」について、現在はアドバイザーはおらず、実務者2名の状態である。

この現状とここにある「中核機関として本格的に取り進めるのであれば、今まで以上に業務量は拡大する事を考慮すると、「江別市成年後見支援センター」として独立した専念組織として、適正要員を配置し業務遂行されることが必須と考える。」という内容を見比べて、今現在はこの人数で何とか運営できているのかもしれないし、また、今後、市民後見人等の活用も考えていくというのも理解できる。しかし、今後、人員的にこの人数で本当に足りていくのか、将来的な展望だとか投げかけられていくのではないかと感じた。

すぐに回答できない内容だと思うが、ただやはりこの事業を進めていくにあたって課題となる内容かと思ひあえて発言させていただいた。

○林会長

パブリックコメントを見ていて思うのが、この計画に対してどうなのかというよりは、その周辺の状況のことについてたくさん書いてあり、これは答えるタイミングの話だと思うが、本当は計画とは関係ありませんと言える部分もたくさんある。

10の意見は、計画の中に盛り込んでほしい内容ということではなく、計画にはそのことに触れていないから「今後の課題としてこういうものがありますよ」という話をしている。

意見公募のため仕方がないとも思うが、計画に対する意見と今後の課題が入り混じってしまっている状態である。その部分は仕分けしていかなければ、何でもかんでも計画に盛るか盛らないかというのは、特に先々のことは分からないので「こういう体制を作ります」とは言えないものもあり、これは課題として提案されたという形で当市の考え方の回答で良いのではないかと思う。

○林会長

他に質疑のある委員はいるか。

(質疑なし)

○林会長

本件は承認でよろしいか。

(異議なし)

(2) 協議事項 エ「江別市成年後見制度利用促進基本計画(案)について」

○林会長

事務局へ資料の説明を求める。

(事務局より資料6・新旧対照表に基づき説明)

意見公募(パブリックコメント)実施後に事務局にて修正した箇所について説明。

①本市において全庁的にパブリックコメントの名称が統一されることとなり、「意見公募(パブリックコメント)」と表記されることになったため修正。

②当初、障がい者の区分で平成30年度と令和2年度に各1件と記載していたが、この件数は、本市の成年後見制度利用支援事業実施要綱による費用助成の申請に基づき助成したのではなく、市長申立てにおいて市が申立費用を負担したものを「本人への申立費用の助成」と考え計上したものとなる。しかしながら、申立費用は原則申立人の負担であり、ここでは実施要綱に基づく申請を受けて助成した件数を記載することが適切であると考え、市長申立てに関わる分は除き、「実績無し」と修正。

③修正前の記載では、「Plan」部分のみが本計画案にあたるという誤解が生じることから、このPDCAサイクルが本計画案に沿った「施策の実施」、「点検・評価」、「見直し・改善」の一連の流れであることを表すため、「江別市成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理におけるPDCAサイクル」と円の外に記載。

修正箇所は以上。本協議会終了後、協議事項(ウ)意見公募(パブリックコメント)の結果を本計画案の49ページに掲載する予定。

また、本日の協議会にて本計画案の最終案が確定すると、8月上旬に書面にて開催予定の江別市社会福祉審議会において本計画案を最終案として諮り、8月末には計画が策定されることとなる。

○林会長

事務局の説明に対する質疑を求める。

(質疑なし)

○林会長

本件は承認でよろしいか。

(異議なし)

(2) 協議事項 オ「権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備について」

○林会長

事務局へ資料の説明を求める。

(事務局より資料7に基づき説明)

資料には「地域連携ネットワーク」、「チーム」、「協議会」、「中核機関」について、改めてそれぞれひとつひとつの説明と国基本計画等による考え方、及びそれらの考え方を踏まえた事務局における「本市の体制案」を記載している。

本日は、この「本市の体制案」について委員の皆さまにご審議いただき、本市としての方向性を決定したい。今後はその方向性に基づき、江別市社会福祉協議会や専門職団体、地域包括支援センター、相談支援事業所等、各関係機関と具体的な連携や機能分担について協議を進めてまいりたい。

○林会長

資料7の2ページ「チーム」の江別市の体制案に対する質疑を求める。

○佐々木委員

チームの定義に関して伺いたい。既存の会議などを活用して実施しても、自分達が主催で実施してもよいと説明いただいたが、関係機関が集まって会議をすれば「チーム」というような捉え方でよいか。地域包括支援センターの地域ケア個別会議の場合は、あくまで地域包括支援センターが主催でなければ認めてもらえないが、関係機関が集まって会議さえすれば「チーム」といった位置付けになるのか。

○事務局

「チーム」については、資料7の2ページ(1)に後見開始前・開始後における役割を記載しており、後見開始前においては権利擁護支援の一つとして成年後見制度の利用がその方に必要かどうか、そういったことを関係機関が集まって検討する。そして、後見開始後にはその集まりに後見人も加わり、本人に対して今後どのような支援を行っていけばよいか検討する。このような体制を「チーム」とするので、地域包括支援センターが主催になろうとも、中核機関や市、その他の機関が主催になろうとも、関係機関が集まり検討する体制がとれていればチーム支援としての機能を果たせていると考えられる。全て地域包括支援センターの主催で行わなければならないというものではなく、各機関が主体となり、必要に応じて関係機関を集めて会議を開き、本人への支援を検討していくという機能が果たせていればそれがチーム支援であり「チーム」と位置付けられるものと考えている。

○佐々木委員

今年度は何件のチーム会議を実施したかなど、件数を計上していくことはあるのか。

○事務局

現在のところ、国や北海道からチーム会議の実施件数について報告を求められたということはない。恐らく現在はまだ、どこの市町村も計画策定やチーム、協議会などの体制整備を進めている段階であるため、実施件数などそういったものは求められていないのではないかとと思われる。

しかし、ご質問いただいたように、今後どこかのタイミングではチーム会議の実施件数など数字的なものを求められる可能性もあるのではないかと考える。

○菅委員

今の説明によると、「チーム」というものは要するにきちんと決まったものではなく、成年後見に関する担当者会議であれば全てが「チーム」という対象になるという捉えでよいのか。また、今の時点ではそれに対して何か同じ文書で出すとか、それを残すというものではないということか。

○事務局

まずは、本日この協議会で、地域ケア会議やケース会議をチーム支援の体制として考えていくという方向で進めていくことにご承認をいただければ、今後、どのような方法で進めていくのかなど細かなところについては、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など各機関のご意見を伺いながら、協議してまいりたいと考えている。

○林会長

ケアマネジメント会議やケース会議において、成年後見制度に関わる会議を全て「チーム」とすることは大変である。地域ケア会議の個別ケース検討の中で成年後見制度の検討の要素がある場合、例えばそこに司法関係者がメンバーとして加わり、その加わった段階で「チーム」になるということである。地域包括支援センターの側から見るとそれはケース会議であり、別の側面から見るとそれは成年後見制度の「チーム」になるという切り方ではないかと思う。会議の名前を変えて同じメンバーを集め、都度会議を作ることはあまりにも勿体ない。

例えばある個別ケースの検討で、1回目の検討会議で「本人には成年後見制度の利用が必要だから、次の検討会議には司法関係者に参加してもらおう」という検討結果になった場合にそれが「チーム」だと考えたらもっと楽かと思う。

○菅委員

私が今この点に関して面倒なことを言っているのは何故かというところ、そこが大事なところで、林会長がおっしゃるように「チーム」は書類等の形で残すようなものではなく、どのような形でも構わないので成年後見に関する話し合いを持つ場、専門職が何人か集まって話し合う場でよいのではないかという捉え方なのか、それとも今後どんどん協議を煮詰めていき、会議の記録等を作成してそれをどこかに提出し、件数を計上するような場なのかということが大事なのかと思った。

○林会長

個別支援をするときには、簡易なものを除き必ずケース検討会議がある。そこに成年後見の権利擁護的な視点が必要ということになれば、その会議に司法関係者などそういう視点の人が加わっていき、その加わった段階で「チーム」になると考えた方がよいのではないかと思う。

そのような「個別支援のためのチーム」の他、もう一つは「地域の支援体制を考えるチーム」というのももし必要になれば、それは成年後見制度における中核機関が改めて関係者を集め、この地域はこういうケースが多いから意思疎通を図り、共通理解をしていきましょうというものがあれば、それはそれで一つの「チーム」の単位として考える。

そのように柔軟に考えて実施していくうちに形が出来ていくのではないか。

○事務局

林会長がおっしゃったように、日常的に個別支援として関係者が集まるという場があるかと思うが、そこで成年後見制度について検討される場合に中核機関や専門職がメンバーに加わり相談支援をする、そういったことをチーム支援体制として捉えていただきたい。

新しく形を作るというものではなく、何か様式に残すなど新たに何かを求めるということではない。通常のケース会議なりケア会議の中に中核機関や専門職が加わり、成年後見が必要なものに対して関与していくというようなイメージと捉えていただければと思う。

○林会長

イメージが湧かないかもしれないが、地域には子どもから高齢者まで権利擁護支援のチームはいっぱいある。柔軟に考えてもよいのかと思う。

○林会長

次に資料7の3ページ「協議会」の江別市の体制案に対する質疑を求める。

○森田委員

体制案の中に「後見実施機関運営協議会の活用」と記載があるが、この運営協議会は、社会福祉協議会に委託している後見実施機関について審議する場であるが、この運営協議会を成年後見制度の協議会に活用ということになると、この運営協議会そのものの枠はめが変わってくるのか。社会福祉協議会に中核機関を委託するということと絡んでくるかもしれないが、今の運営協議会の位置付けというところが変わるのか。

また、※印にある家庭裁判所のオブザーバー参加について、札幌家庭裁判所からは今後江別市に注視して積極的に支援していきたいということを聞いているので、もし可能であれば次回の運営協議会あたりからオブザーバーとして参加いただければと思っている。

この運営協議会の今後の具体的なビジョンというか考えがあるのか伺いたい。

○事務局

「協議会に期待される効果」として資料7の3ページの上段①、②に記載しているが、

協議会の機能には様々なものがある。①「以下のような地域課題の検討・調整・解決」の中にある「多職種間での更なる連携強化を進めること」に関して言うと、例として、市が主催する成年後見の研修会を活用することができる。その研修会は多職種の方々に参加いただいており、その研修会の中で地域課題や困難事例を取り上げ、グループワーク等にて検討することで連携が図られ、協議会に期待される効果があげられると考えている。

その他、後見実施機関運営協議会の活用については、森田委員がおっしゃったように現在は主に後見実施機関の運営状況の評価等を行う場であるが、今後は、江別市の成年後見制度の利用促進に向けた施策の推進や成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理など、市としての大きな方向性についてはこの運営協議会で検討をしていただきたいと考えている。

多職種の連携強化やチームのバックアップなど個々の機能に関しては研修会や中核機関の役割を活用し、市としての方向性や施策、計画の推進の管理など、大きな協議内容に関しては、この運営協議会をベースとして協議をいただきたいと考えている。

そのためには現行の実施要綱の見直し等が必要になってくると思うが、いずれにしても、市の施策の推進について協議いただくなど、大きなテーマを扱うような協議会としてのイメージでこの運営協議会を活用させていただきたい。

○林会長

「協議会」というと、組織がありかっちりとした形があるイメージを持つ。しかし、ここには二つの要素があり、「組織としての協議会」と「場としての協議会」がある。だから場としての協議会として研修会を活用してもよいということになる。その切り分けが必要になってくる。ひとつは本運営協議会のような機能をどのように見直していくか、また、もうひとつは専門機関との連携ということについて専門機関が開催する研修など、そういった「場」を活用して協議会として機能する、ということになり少しわかりにくい。

問題の根っこはやはり、この協議会が今後どういう方向で動いていくのかははっきりすれば、あとはそれに付随してそれぞれの場を活用して機能を発揮していくのだろうと聞いていて感じた。

既存のものを活用するよう国が求めるため、尚更イメージしにくくなってしまっている。

凝り固まった考えでいくと「協議会」というと委員がいて、会議を開いてというイメージであるが、そういう協議会も必要だが、必ずしもそういった形だけではなく、協議の場として既存のものをどう活用するかということかと思う。その仕分けをどうするかということが、今後整理しなければならないところだと思う。少し頭を柔らかくして考えてもいい。

○林会長

他に質疑のある委員はいるか。

(質疑なし)

○林会長

「中核機関」の江別市の体制案に対する質疑を求める。

○林会長

中核機関のパターンでいうと、資料7の6ページ「ウ 委託」かそれとも「イ 直営＋一部委託」か、どちらのイメージか。

○事務局

国の手引きでは、中核機関は協議会の事務局としての機能を担うとされているが、例えば、先ほどご説明したとおり後見実施機関運営協議会を「協議会」として活用する場合、現在は運営協議会の事務局を市が持っているので、中核機関設置後もそのまま市が事務局を持つのか、そうではなくもう一度改めて体制を見直して中核機関が事務局を持つのかといった検討も必要になり、その検討の結果によって委託になるのか、直営＋一部委託になるのかパターンが決まってくると考えている。

そういった部分については、中核機関の委託を予定している社会福祉協議会と、今後どういった役割分担がよいのかを協議して決定していきたい。

○森田委員

現在、成年後見制度の広報等については、広報えべつや社会福祉協議会の広報等でそれぞれ広報活動もしくは講演等を行っているという意味では、双方向的なものかと思う。

また、資料7の4ページの③利用促進の関係だが、現在は社会福祉協議会が受任調整会議の事務局を持っており、社会福祉協議会の法人後見もしくは市民後見人の個人受任を調整する位置付けで行っているが、この中核機関における機能としての「利用促進」は、もう少し広い意味合いの利用促進かと捉えている。相談があった際には、後見人として専門職が適任だとか、社会福祉士が適任だとか、第三者が適任だとか、現在専門職が受任しているケースを今度は市民後見人にリレーするということを含めて、広く受任調整を行う必要があるのではないかと思う。

そのような受任調整をするためには、中立性、公平性、利益相反等を考慮すると社会福祉協議会に受任調整会議の事務局を持たせてよいのかどうか、もう少し議論もしくは検討する必要があると思う。

いずれにしても中核機関の位置付け、内容、機能の分担等を含めると、色々と地域連携ネットワークの方々と意見交換をしなければならぬということであれば時間もかなり要し、この年度末までに設置ということもかなり厳しいのではないかと思われる。もう少し効率の良い、中核機関の設置に向けた検討の場の設置というところもご検討いただきたい。

○事務局

受任調整については森田委員がおっしゃるように、現在は社会福祉協議会の法人後見及び市民後見人の個人受任を受任調整会議の対象としているが、この中核機関の機能としての受任調整というのはやはりもう少し範囲が広くなると考える。

例えば、市長や親族など申立人に関わらず広く受任調整をしていくというのが国から中核機関に求められている機能だが、この部分はまず、どこまでの範囲で受任調整をするか、例えば弁護士、司法書士、社会福祉士など、個人ではなく、まずは後見人の職種の段階ま

で受任調整をするのかなど検討が必要である。今後、社会福祉協議会や受任調整会議の委員である弁護士や司法書士の方々のご意見を伺いながら、受任の範囲や体制について検討していきたいと考えている。

○成年後見支援センター長

中核機関を社会福祉協議会に委託するという方針については、計画策定の段階で市から社会福祉協議会に打診があり、方向性だけはこちらも了解している。詳しい状況についてはまだ市と協議していない。

先程のパブリックコメント結果や菅委員からもあったように、今の成年後見支援センターの体制で中核機関としての業務ができるのかということや独立した機関にした方がいいのではないかという意見等、色々あるかと思うが、我々も、今の体制でここに記載されているような中核機関の機能を持たせられるかについては難しいと感じているので、今後市との協議の中でもう一度市が中核機関に求めているものや業務、こういったものをしっかり考えた中でどのような体制で社会福祉協議会のほうも受託できるのかということを検討していきたいと考える。

○菅委員

私は札幌家庭裁判所と弁護士会、司法書士会、社会福祉士会による「三士会」という集まりに参加しているが、三士会の中で弁護士の先生から受任調整というのはどの範囲まで決めていくのかという質問があった際、札幌家庭裁判所からは全ての案件を受任調整会議で決めるという話があった。

また、石狩市では受任調整の対象を石狩市社会福祉協議会で受けられる案件のみではなく、各専門職がチームとなり合議体のようなものを作り、そこで全てのケースに対し、このケースは社会福祉士が良いのではないか、このケースは司法書士が良いのではないかなどと受任調整を実施している事例があるとのこと。森田委員がおっしゃるように、確かに現実的にはかなり濃い内容で取り組まれているようなので、きちんとそこところは押さえて進めていかなければ短期間での実現は難しいと感じる。

なお、受任調整会議で決定した内容で家庭裁判所に提出されたものについては、ほぼ100%家庭裁判所は提出された内容で決定するという話であった。

○林会長

その辺りを今後どのように進めていくのかという話かと思う。

○成年後見支援センター長

今ありました受任調整会議については先ほど事務局から説明したとおり、現在は社会福祉協議会が法人後見を受けることが適当かどうかということのみの判断であるため、今後、中核機関が設置された中で受任調整会議が必要であるということで受任調整会議を作るのであれば、今の受任調整会議を少し広くして使うという考え方も市は持っているかもしれないが、今は難しいと感じる。

現在ある受任調整会議とは全く違う広い範囲の受任調整会議を考えていかなければならないと感じるので、今後、その受任調整会議がどのような機能を持ち、どのようなメンバーでどこまで、今言われたとおり全てを網羅するものなのか、社会福祉協議会としてもまだわからないため、そのところをしっかりと調べた中で、どのような受任調整会議をすべきなのかを考えていかなければならないと思う。

○林会長

家庭裁判所は親族後見も含めると言っているのか？

○菅委員

含めている。

○林会長

中核機関で範囲を広げて受任調整をしていったら大変なことになるのではないかと。

○菅委員

家庭裁判所はそのように答えている。

中核機関はかなり決定権がある機関になってくるので大変かと思う。

○森田委員

恐らく、今菅委員からあった話については、家庭裁判所において誰を選任するかというのは最終的には裁判官の判断なので、ご意見を伺うという程度のものだと思う。

ただ、苫小牧市社会福祉協議会では「意見書」というものを作成し、申立書に添付して家庭裁判所に提出することで、家庭裁判所が後見人等の選任にあたり参考にさせていただくというもの。意見書には、受任調整会議の内容、専門職相当や社会福祉士相当などの意見及び理由が記載されている。

家庭裁判所は今、地域で支えるというところを強く訴えているところなので、意見書のように中核機関から意見があればかなり尊重して審判を出すということではないかと思う。

○菅委員

確かに中核機関が決めることではなく、話し合った内容を一旦家庭裁判所に提出し、家庭裁判所が決定するという形だが、かなり具体的に求められているような話だった。

○林会長

ただ、市民後見という場合の発想と広く受け入れるという場合では意味が全然違う。

経済的に余裕がある人もない人も、また、親族後見も全て受任調整会議でひとつひとつ受けていたら大変である。

法律的には成年後見は成年後見で別建てという話かもしれないが、そうすると従来からの市民後見からずれてくるのではないかと。

元々は地域福祉計画の中で成年後見制度について謳うようになっており、その発想というのは、地域で困り感を抱えている、生活が困窮している、孤立しているなど、そういう人に対して地域で支えながら成年後見制度を使っていくというサイドで見ている。それは受任調整とは全く別個で、誰でも受け入れるとなると混乱してしまう。何のために中核機関で社会福祉協議会がやらなければならないのかということになってくる。

だからその間口整理をしっかりとしなければいけない。中核機関だからといってどのような方でも対象にするということではなく、将来的にはそうなるにしても、今は当面どうするのかといったプライオリティをつけていかなければ社会福祉協議会が大変である。

中核機関の業務であるが、ある程度はステップアップ方式にし、今年度はここからスタートするというように取り組まないと人員体制としても大変だと思う。

○浦田課長

中核機関をどのようにして進めるかというところだが、森田委員がおっしゃるように家庭裁判所との連携、専門職団体との連携というのが重要である。これから当然協議会に参加していただく形になるので、特に社会福祉士会、弁護士会、司法書士会については連携をとっていかなければならない。連携がとれなければ中核機関としての役割を果たしていくことができないので、まずは専門職団体との連携を深めていくことが先決である。

中核機関については、国の考えにおいても、資料記載の4つの機能が必ずしも最初から全て整っていなければならないということではない。段階的な整備ということが国から示されており、現時点で中核機関の機能の一部を成年後見支援センターが既に担っているので、中核機関として名乗ること自体は今でもできなくはないところではあるが、ある程度専門職団体との連携を築きながら今年度中になんとか中核機関として設置したい。実際に中核機関としての活動は来年度以降ということになるが、人員等も含めて社会福祉協議会と協議しながらどのような体制をとっていくのかを検討していきたいと考えている。

○林会長

関係機関と協議を進めていくこと自体は構わないと思うが、ただ中核機関については、それがどのような形になるのかということの合意形成や共通理解をどこまで皆が持っているかをまず整理することが必要である。先程の受任調整についても然り、関係機関と協議を進めていく中でも、市と社会福祉協議会がどこまで共通理解をしているかが基本である。皆、理解が違ってくるので、森田委員の意見にあったように、ワーキンググループを作り、例えば運営協議会から関係者1、2名と社会福祉協議会が参加して、ワーキンググループで検討していかなければ進まないのかとも思う。

協議会については、まず本運営協議会を拡張してある程度かちつとしたものと、そうでないものと、その辺りの整理もしなければならないので、面倒でなければワーキンググループを立ち上げて検討した方がよいのかとも思った。

今日のこの場では、これがだめだというような意見は出せないなので、今後この方向で進めていながら考えていくしかないのかと思う。私もまだ曖昧なところがあるので、その辺のところを整理しながらなんとかゴールにという話にはいかがか。

○菅委員

方向性としてはこの内容でいいかと思う。

○林会長

既存のものを活用しながらという方向性としては良いと思う。

ただ、具体化していく際にどのような手法でやるかというところは整理したほうがよい。

どういったプロセスでその結論に至ったかということについては、次回以降の協議会で説明責任は発生するかと思う。

このような会議の場は開かなくとも、運営協議会の委員から知恵を授けてもらってもよいのではないかと思う。

○大桃委員

地方に行けば行くほどマンパワーが限られ、例えば江別市であれば弁護士は2名、司法書士も成年後見に携わっているという話でいけば数えるほどしかない。受任調整会議の回数も増え、チームとして呼ばれる機会が増えていくとなると、地域に絞るということであれば、江別市の法律職で対応というのは難しい予感がする。現実的には司法書士会や弁護士会といった会の方と調整するにしても、実際には地域の弁護士や司法書士を一本釣りしたほうが話は早く、会に打診してそこから派遣されるとなると本当にスムーズな供給がされるのかという不安がある。

○西脇委員

非常に難しい問題であるが、中核機関設置については、資料7の5ページの検討事項に「○当該機関が有していない機能を、地域のなかでどのように補う・強化していくか」とあるが、江別市の問題としてどうなのかというところに目線を落として、実際江別市には何が足りていて、何が不足しているのかというところの議論があってもよいのではないか。国全体の要望がこうだから、というところも確かにあると思うが、その一方で非常に広い裁量を与えられている制度かと感じるところもあるので、先ほど大桃委員もおっしゃったように、マンパワーの限られる中で何が重要度が高いのかというところのざっくりばらんな話というのは、もしかすると公的なところではなくても、ここに参加していない皆さんもそうだと思うが、意見を聞く場があったらよいのではないか。実はこれがあつたらよい、現状そこは足りているので早急に整備しなくてもよいなど、整理や方向付けができていくのかと感じた。

○林会長

貴重なご意見をいただいた。

確認だが、方向性としてはこの内容としながら、どうプロセスを踏んでいくか、どのような形にするかというところは市で再度検討していただき、そして情報を本運営協議会に返してもらおうということでもよろしいか。よろしければ本日の議題については終了したい。

(異議なし)

○林会長

その他に質疑のある委員はいるか。

(質疑なし)

【6 その他】

○事務局

次回の運営協議会の開催は11月頃、中核機関の機能の調整等について協議いただく予定。なお、本運営協議会委員の任期が10月31日までとなっていることから、次回以降は新委員の皆さんにご協力いただくことになる。委員改選にあたっては、別途改めてご連絡させていただきます。

○林会長

以上で本日の議題は終了する。

8 閉会